

もくじ

京都府議会 2024 年 9 月定例会

田中 富士子議員の意見書討論	1
ばば こうへい議員の議案討論	4
議案等採決結果	5
意見書・決議案	7

●10 月 3 日の本会議での田中富士子議員の意見書討論、ばばこうへい議員が行なった議案討論を紹介します。

意見書・決議案討論

田中 ふじこ議員（日本共産党・京都市中京区） 10 月 3 日

日本共産党の田中富士子です。日本共産党議員団を代表して、ただいま議題となっております、意見書案 13 件・決議案 1 件のうち、国民民主党・日本維新の会議員団提案の「北陸新幹線のルート検証を柔軟かつ積極的に行うことを求める意見書案」と、自民党・公明党・府民クラブ提案の「自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書案」の 2 件に反対し、他の意見書案 11 件、決議案 1 件に賛成する立場から討論を行います。

最初に「裏金問題の真相究明と企業団体献金禁止、統一協会と政治家の癒着根絶を求める意見書案」についてです。

統一協会と政治家との癒着や、パーティー券収入の不記載・虚偽記載などの裏金事件に対し、国民の政治不信や怒りの世論に迫いつめられ、岸田首相は政権を放り出し、自民党新総裁が石破茂氏となりましたが、総裁選の中での公約である「国民が判断できる材料を提供することは政府の責任」として、予算委員会開催の実施に言及していたにもかかわらず、解散総選挙の日程を決めました。また、解散命令が出されている統一協会に政治家が選挙支援を受けるようでは、国民の理解は得られません。金権腐敗の元凶となっている企業・団体献金の全面禁止と裏金の真相究明、そして統一協会と政治家の癒着根絶が必要です。

次に、「健康保険証廃止の見直しを求める意見書案」についてです。

政府は、本年 12 月 2 日に現行健康保険証の廃止を決め、「マイナ保険証」に切り替えることを決定していますが、「マイナ保険証」はトラブルが相次ぎ、実施まで 2 か月を切った今でもマイナ保険証使用は 10% 程度で、国民的な理解は全く得られていません。しかも資格確認書は職権で全員に交付することになり、健康保険証を廃止する理由は全くなりませんでした。マイナ保険証が持ち出された狙いは、任意であるはずのマイナンバーカードを事実上強制し、膨大な個人情報情報をカードに紐づけて、国民の情報を企業の利益を生むツールにすることであり、このような個人情報の利活用は先進国では例がありません。現行健康保険証の廃止は見直すべきです。

次に、「大阪・関西万博への子どもの動員中止を求める決議案」についてです。

そもそも大阪・関西万博は、I R・カジノを進めるためのもので、しかも夢洲での開催に大きな問題点が噴出しています。にもかかわらず大阪・関西万博のために近畿一円の小学校から高校までの児童・生徒を動員する計画は理にかないません。大阪・関西万博の認知度も上がらず、機運醸成のためや子どもの動員のために予算が組まれ投入されていますが、9 月 21 日に発生した能登半島豪雨による甚大な被害が起こっている下で、人手や物資、機材が足らず、復旧・復興が遅れています。今やるべきことは万博開催ではなく能登半島地域の復旧・復興であり、学校行事として大阪・関西万博に子どもを動員することは止めるべきです。

次に、「高等教育における学費無償化の推進を求める意見書案」についてです。

現在、大学の初年度納付金の平均額は、国立大学で 82 万円、私立大学の平均授業料は 137 万円にもな

っています。2012 年末に自民党が政権に返り咲いて以降、運営費交付金がいっそう減額され、2019 年からは学費値上げに踏み切る大学が相次ぎ、東京芸術大学や東京工業大学、千葉大学などを皮切りに約 10 万円もの値上げがすすめられました。京滋地区私立大学教職員組合連合の調査では、京都の私立大学に入学した下宿生の保護者が初年度に支払う費用は平均 294 万円で、保護者の収入の 4 割近くになっています。あまりにも異常な水準です。わが党が取り組む「学費ゼロプロジェクト」にも「仕送り前は水でのぐ」など、深刻な実態が寄せられています。こうした状況を放置することは決して許されません。

次に、「北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書案」についてです。

北陸新幹線京都延伸計画は、当初計画から、事業費では当初の 2.5 倍の 5 兆 3 千億円となり、建設工期は 15 年から最大 28 年となるなど、北陸新幹線延伸は完全に行き詰まっています。着工すれば、ルートにあたる中山間地では、美しい景観を壊し、残土の廃棄とヒ素による大きな環境被害に繋がり、田畑や山林などの衰退、集落の存続にも関わることとなります。京都市街地も陥没や、地下水枯渇、汚染などによる被害が起こる可能性が高く、計画は中止以外ありません。なお、国民民主党・日本維新の会議員団提案の「北陸新幹線のルート検証を柔軟かつ積極的に行うことを求める意見書」は建設推進のための検証であり、反対です。

次に、「賃上げに向けた中小企業支援を求める意見書案」についてです。

日本共産党議員団はこの間、中小企業家同友会、中小企業団体中央会など中小企業団体と懇談してきましたが、共通して出されたのは、人材確保のためにも賃上げの重要性は認識しているが、賃上げの原資の確保が難しい、ということでした。この点では、徳島県や岩手県だけでなく、山形県でも賃金向上推進事業に取り組み、中小企業の賃上げの実績を作っておられます。西脇知事も「賃上げのための中小企業支援は即効性がある」と認めた直接支援策について、すでに実績が出ています。こうした地方自治体での賃上げに向けた努力を後押しする国の支援策が求められます。京都府の最低賃金審査会答申では、中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担の免除・軽減等、賃上げの原資確保につながる直接的な支援策を政府に要望しています。中小企業・小規模事業者の賃上げの原資を確保するためにも、直ちに、消費税減税とインボイス制度廃止を行うことが必要です。同答申では、「業務改善助成金について、設備投資や人材育成投資枠を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」を求めています。設備投資や人材育成投資枠などの要件を伴う助成金でなく、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度を創設することが必要です。

次に、「米の安定供給を確保するための農家支援を求める意見書案」についてです。

今夏 8 月 21 日から 31 日に新日本婦人の会が取り組まれた「お米の陳列・販売状況緊急チェック」では、販売数の制限や米売り場に餅やカップ麺が並ぶ、米が食べられず体調を崩す高齢者が出るなど深刻な事態が起きていることが明らかになりました。9 月 10 日の農林水産省前の緊急行動で、農民連の長谷川会長は「新米も出回りはじめたが、来年分の米を先食いしているだけだ。今こそ米政策を抜本的に変えるべきだ」と訴えかけました。米の価格は 1.5 倍から 2 倍の価格となり、家計はじめ学校や医療・介護事業所等の給食、飲食業の経営など多方面に深刻な影響が及んでいます。問題は、77 万トンものミニマムアクセス米の輸入を続ける一方で、生産量の削減を現場に押し付け、需給と価格を市場に任せてきたことにあります。その上新たに米の先物取引をすすめることは、コメ価格を市場に委ね一層の危険にさらすものです。将来にわたり国民の主食である米を安定して供給するために、農家が安心して米づくりを続けられ価格保障や所得補償を行うなどの農家支援が必要です。

以上、わが党派提案の意見書案・決議案への賛同をお願いします。

次に「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書案」についてです。旧優生保護法の下で不妊手術が強制された京都府内の被害者を支援する団体が 9 月 28 日に設立されました。府内の障害者団体など 8 団体が参加し、不妊手術が行われた経緯の検証や、被害者が相談しやすい環境づくりなどを府に求めていくとしています。昨年 6 月に国がまとめた報告書によると、府内に被害者が 500 名以上おられると推定されます。しかし、府内で旧法の下で少なくとも 152 人が不妊手術を受けたとなっているものの、府内の認定数は 18 人であり、被害を受けられた方全員に対して救済されることを期待するものです。

次に「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書案」について賛成です。女性差別撤廃条約は 1979 年に国連で採択され、日本は 85 年に批准しており、締約国は現在 189 カ国で、国連加盟国で条約に参加していないのは、アメリカなど 6 カ国のみです。条約はあらゆる女性差別の禁止を締約国に守らせるために 3 つの実施措置を決めており、1 つは締約国が条約の実施状況を定期的に国連に報告する「国家報告制度」です。日本は 88 年からこれまで 9 次にわたって報告しており、今年 10 月にジ

ジュネーブで開催される女性差別撤廃条約締結国会議で「日本報告審議」が8年ぶりに行われるというタイミングであり、今回の意見書採択は大きな意義があります。そして、選択議定書のすみやかな採択に向け粘り強く署名などの取組、また、これまで本府議会にも請願や、陳情が幾度となく提案されてきました。日本のNGO団体の皆さんをはじめ、多くの方々が、日本政府が国連に対してどんな報告をするのかを注目し、NGOレポートの準備をすすめてこられました。ジュネーブには、新日本婦人の会の代表をはじめ、日本から多くの女性たちが参加されます。また、党議員団も、9月16日に「今こそ賃上げ、男女賃金格差是正、真のジェンダー平等社会を」とテーマを掲げ、学習懇談会を開き、多くの皆さんに参加いただいたところです。女性の権利を国際基準に引き上げていくために日本政府に「選択議定書」の批准を求める必要があります。

次に、自民党・公明党・府民クラブの3党派提案の「自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書案」についてです。

この意見書案は政府の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に沿ったものでその本質は地方切り捨てと企業の利益最優先にあり、これでは住民の移動を保障することはできません。今必要なことは様々な公共交通の拡充や、地方の暮らしを支える施策です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

ばばこうへい議員（共産党・京都市伏見区）

10月3日

日本共産党の馬場こうへいです。会派を代表して、ただいま議題となっております議案9件のうち、第4号議案「建築基準法施行条例及び京都府福祉のまちづくり条例一部改正の件」に反対し、他の議案に賛成の立場で討論を行います。

第4号議案は、国や府、宇治市といった建築主事を有する公共団体については、建築基準法施行条例に基づき、京都府福祉のまちづくり条例の対象となる不特定多数の方が利用する一定規模以上の公共施設の建設などについて、条例の基準に適合しているかどうかなどの審査や検査は、建築主事でなければできないとされてきたものを、民間の「指定確認検査機関」でもできるように変更しようとするものです。

そもそも建築主事による建築確認審査などは、建物の安全への公の責任を担保するものでした。しかし国が、1998年に建築確認審査を民間機関に開放して以降、民間機関による建築確認が急増し、大手ゼネコンなどが出資する民間の指定確認検査機関が安さと速さを競い合う中で審査の形骸化が進み、そうした中でおこったのが2005年の耐震偽装事件です。

今回の条例改正により、公立学校や公立病院、公共庁舎などの公共施設が福祉のまちづくり条例の基準に見合っているのかどうかの審査や確認まで民間に門戸を開くことは、公共施設の安心安全への公の責任を後退させるものであり、反対です。

なお、第1号議案「令和6年度京都府一般会計補正予算（第2号）」については、賛成するものですが、この際いくつか指摘しておきます。

暮らしなどへの対策が出てこない一方で、6月議会に続いて、大阪・関西万博に向けた準備としてイベントなどの予算が、債務負担行為も含めて約1.9億円も含まれています。お茶の振興や小中高生の文化発表などのように必要な事業まで、大阪・関西万博の準備とすることで、万博以降はどうするのかが見通せないなど、本来行政の役割として求められるものとは、かけ離れています。

さらに問題なのは、植物園アートナイトウォーク事業費です。植物園の在り方について、有識者懇話会が重ねられ、賑わい創出やイベント活用スペース、バックヤードを削るなどはダメだとして北山エリア開発の計画が見直されてきました。ところが、関西万博にかこつけて賑わい創出や呼び込み型のこうしたイベントが出てくるのは、極めて問題です。しかも、生きた植物の博物館として100周年を迎えた府立植物園の持つ価値や役割を充実させるための必要な専門職員の確保、体制の強化、植物栽培に関わる必要な予算、日常的な施設整備予算などは、なかなか増えない。これでは、本末転倒だといわなければなりません。

原材料高騰の一方で、価格転嫁が進まず、そこにコロナ融資の返済が追い打ちをかける厳しい実態がある中小事業者へ、事業継続のための思い切った支援が必要です。予算化された「生産性向上・人手不足対策事業費」については、必要なすべての中小事業者が利用できるよう、柔軟な運用となるよう求めておきます。また、厳しい現場の実態の中で「生産性向上」が要件とされていることは、引き続き課題だと指摘しておきます。

そもそも、今議会は異常な物価高、コメ不足、賃上げ対策など、深刻な実態への対策が問われる議会でした。国がどの問題でも十分な対策を示さない中で、本来本府がその役割を果たさなければいけないはずですが。その点では、カメムシによる農業被害への支援について、農薬や肥料の購入経費への補助など、わが党議員団も現地の方々と一緒に求めてきた中身が一部既決予算から実施されたことは、現場で大変喜ばれています。周知を急ぐとともに、利用の促進のためにご努力いただくよう求めておきます。ただ、こうした前向きな点はあるものの、物価高、コメ不足、賃上げなど、目の前の府民生活や地域経済の厳しい実態への求められる対策は全く見られません。改めて、国が背を向ける中で、府民のいのち・暮らしや地域経済を守るために求められる対策を早急に実施されるよう強く求めておきます。

最後に、議長のお許しを得て一言申し上げます。新しい首相が誕生しましたが、首相就任に先立って今月9日に国会を解散し、総選挙を行うことを表明されました。早期解散について首相自らが総裁選挙では「党利党略」と批判し、「国民が判断できる材料を提供することは政府の責任」として予算委員会の実施に言及していたにもかかわらず、手のひらを返して解散に突き進む姿勢は、裏金づくり問題や統一協会との組織的癒着の問題をはじめとした政治への怒りと不信、能登半島豪雨への対策、コメ不足や物価高への対策など、国民の声に背を向けるものです。わが党は、金権腐敗政治の根絶、北陸新幹線延伸の中止など、国民のいのち暮らしを守る政治の実現のために、多くの皆さんと力を尽くすことを表明し、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

■ 意見書議決結果

意見書 案番号	件名	議決 月日	提案 会派	議決 結果	賛否の状況					
					共産	自民	維国	府民	公明	京好
第1号	能登半島を襲った災害からの 早期復旧・復興に向けた取組 を求める意見書	10/3	全会派 理事	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第2号	旧優生保護法による不妊手術 の被害者救済を求める意見書	10/3	自公府	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第3号	慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策 の強化を求める意見書	10/3	自公府	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第4号	私学助成の充実強化等に関する 意見書	10/3	自公府	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第5号	公立高等学校の教育環境の充実 等に関する意見書	10/3	自公府	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第6号	女子差別撤廃条約選択議定書 の批准に向けた検討を求める 意見書	10/3	自公府	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第7号	自動運転移動サービス等の社会 実装に向けた環境整備を求める 意見書	10/3	自公府	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第8号	北陸新幹線のルート検証を柔軟 かつ積極的に行うことを求め る意見書	10/3	維国	否決	×	×	○	×	×	×
第9号	裏金問題の真相究明と企業・ 団体献金禁止、統一協会と政 治家の癒着根絶を求める意見 書	10/3	共産	否決	○	×	×	×	×	×
第10号	健康保険証廃止の見直しを求 める意見書	10/3	共産	否決	○	×	×	×	×	×
第11号	高等教育における学費無償化 の推進を求める意見書	10/3	共産	否決	○	×	×	×	×	×
第12号	北陸新幹線延伸計画の中止を 求める意見書	10/3	共産	否決	○	×	×	×	×	×
第13号	賃上げに向けた中小企業支援 を求める意見書	10/3	共産	否決	○	×	×	×	×	×
第14号	米の安定供給を確保するための 農家支援を求める意見書	10/3	共産	否決	○	×	×	×	×	×

■ 決議案議決結果

決議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				共 産	自 民	維 国	府 民	公 明
第1号	大阪・関西万博への子どもの動員中止を 求める決議	10/3	否決	○	×	×	×	×

■ 議案議決結果

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				共 産	自 民	維 国	府 民	公 明
第1号	令和6年度京都府一般会計補正予算（第 2号）	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第2号	令和6年度京都府港湾事業特別会計補正 予算（第1号）	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第3号	京都府国民健康保険運営協議会の委員の 定数を定める条例一部改正の件	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第4号	建築基準法施行条例及び京都府福祉のま ちづくり条例一部改正の件	10/3	原案 可決	×	○	○	○	○
第5号	並河亀岡停車場線街路工事請負契約締結 の件	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第6号	1級河川煤谷川改修工事委託契約締結の 件	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第7号	財産取得の件（簡易型電子線量計）	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第8号	財産取得の件（特別支援学校通学車両）	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第9号	保証債務履行請求控訴事件に係る和解の 件	10/3	原案 可決	○	○	○	○	○
第16号	教育委員会委員の任命について同意を求 める件	10/3	同意	○	○	○	○	○
第17号	令和6年度京都府一般会計補正予算（第 3号）	10/10	原案 可決	○	○	○	○	○

■ 請願審査結果

受理番号	受理 年月日	件名	紹介 会派	審査 結果
第93号	9/18	長生園における不明朗な会計処理の解明を求め ることに関する請願	共産党	不採択
第94号	9/18	主食の米を増産し、安定供給することを国に求 めることに関する請願	共産党	不採択

能登半島を襲った災害からの早期復旧・復興に向けた取組を求める
意見書

令和6年元日に最大震度7の地震に見舞われた復旧・復興の途上にある能登半島に、記録的な豪雨が襲いかかった。輪島市や珠洲市、能登町に大雨特別警報が出され、各地で河川氾濫や浸水、土砂崩れなどの被害が相次いだ。広範囲に及ぶ土砂災害は地震の影響を受けた、まさに「複合災害」ともいえる状況にあると考えられる。また、地震で住まいを奪われた方々が住む仮設住宅も浸水被害に見舞われるなど、被災者の方々の心労は察するに余りある。

度重なる災害から、被災地が一日も早く立ち上がるためには、国による力強い財政的支援や、自治体、民間と連携した人的支援により、被災地の憂いを一つでも多く取り除くことが必要である。

ついては、国におかれては、被災地の詳細な被害状況を把握し、被災者に寄り添い、求められる支援を速やかに実施されるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	石 破 茂 殿
総務大臣	村 上 誠一郎 殿
財務大臣	加 藤 勝 信 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿
内閣府特命担当大臣（防災）	
	坂 井 学 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

令和 6 年 7 月 3 日、旧優生保護法被害者国家賠償請求訴訟に係る 5 つの事件について最高裁判所は、国の責任を認め賠償を命じた。

判決では、旧優生保護法の規定により不妊手術を強制することは、憲法第 13 条の幸福追求権、憲法第 14 条 1 項の法の下での平等に違反するものであり、除斥期間についても適用をするべきではないとして、原告の訴えが認められた。

また、同年 9 月 13 日には、こども家庭庁において、大臣と原告・弁護団が出席し、原告 1 人当たり 1,500 万円の慰謝料の支払いで和解することなどを盛り込んだ合意書に調印がなされた。

国の統計では、少なくとも約 25,000 人に不妊手術が行われたことが明らかになっているが、声を上げられない数多くの被害者がいる現実にも目を背けてはならない。

ついでには、国におかれては、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、心身に多大な苦痛を受けてこられたことを真摯に受け止め、今回の最高裁判決の結果を踏まえて、次の事項について措置を講じるよう求める。

- 1 現在検討を進めている法律制定において、旧優生保護法の被害者に対する謝罪と国の責任を明文化すること。
- 2 令和 6 年 9 月 13 日に原告・弁護団と交わした合意書に基づき、原告への早急な補償を行うこと。
- 3 すべての被害者に対し、被害を償うに足りうる補償を実施すること。
- 4 第三者委員会を立ち上げ、被害の真相究明と検証・総括を行うこと。
- 5 優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けた恒久的な対策に、早急に着手すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
法務大臣	牧	原	秀樹	殿
厚生労働大臣	福	岡	資麿	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田 宗久

慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策の強化を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じる肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりになる可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながることも考えられる

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人とどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組みの強化が必要である。

については、国におかれては、COPDの認知度向上、予防、早期診断・早期治療、重症化予防など総合的な対策を行うため、次の事項に取り組まれるよう求める。

- 1 COPDの情報や知識の普及・啓発について、その症状などを紹介するチラシやリスクが分かるチェックシートの作成・配布等、認知度向上に向けた地方自治体の取組を財政支援すること。併せて、かかりつけ医等による適切な指導、学校教育や企業団体における保健指導など幅広い年齢層への教育や指導を推進すること。
- 2 COPDを診断するスパイロメーターの地域医療機関への配備を支援するとともに、正確な計測を可能にするため、臨床検査技師・保健師等に対する研修の実施やガイドラインの周知徹底を行うこと。併せて、画像検査（胸部X線や胸部CT検査）等を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法を開発し、普及すること。
- 3 地方自治体によるCOPDの受診勧奨に対する財政支援や保険者努力支援制度など、重症化予防への取組を推進するためのインセンティブ制度を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
厚生労働大臣	福	岡	資磨	殿
内閣官房長官	林		正	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

私学助成の充実強化等に関する意見書

京都府の私立中学高等学校は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、深刻な少子化が進んでおり、本府ひいては我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に増しており、私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。

私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助については、教員の維持・確保に必要な経費の増大や政府が目標とする3%の質上げ、物価高騰に全く対応しておらず、私立学校の特色教育を推進する観点からも従前に増す大幅な拡充が急務である。また、特別補助については、障害のある生徒への介助者、ICT支援員など様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。

さらに、国による私立高等学校等就学支援金制度を巡っては、拡大する地域間格差の解消に向け、補助額の大幅な増額や、私立中学生への就学支援制度の創設が求められている。

そのほか、保護者の教育費負担を軽減するための「教育費減税」制度の創設、公立学校と同等の全額補助や支援額・補助率の拡充が望まれるPC端末・通信環境等のICT環境の整備、学校施設の耐震化・高機能化への対応が必要である。また、私立高等学校等の生徒が海外への留学、研修・修学旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための支援の拡充とともに、我が国が外国人生徒を受け入れるに当たり、オフショアスクールの取組を促進するための教育課程等の整備、支援の拡充も不可欠である。

こうした課題は、本府の私立中学高等学校も同様に抱えているものであり、課題の解消には、所管する本府だけでなく、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、政府及び国会におかれては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において「質の高い公教育の再生」、「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が掲げられていること、さらに教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」、私立学校振興助成法第1条の「私立学校の教育条件の維持及び向上」、「修学上の経済的負担の軽減」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする様々な支援が一層拡充されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
文部科学大臣	あ	べ	俊子	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田 宗久

公立高等学校の教育環境の充実等に関する意見書

少子高齢化による人口減少は我が国にとって重大な問題である。就学年齢の子どもの減少による地方都市での学校統廃合は、過疎化の進行の一因ともなり、地域の存続にも関わる問題となっている。私立高等学校は特に都市部に多いため、過疎地域では教育を公立高等学校が支えているケースが多く、なくてはならない教育機関となっている。

子育て世代の教育費負担軽減のため、公立、私立学校の学費軽減や無償化が進んでいるが、一方で、府立高等学校においては築後 50 年を超える施設が半数以上を占めるなど老朽化対策に追われている状況であり、今日では当然ともいえるトイレの洋式化や体育館空調設備の整備も私立高等学校と比較すると遅れをとっている。また、公立高等学校の特色化・魅力化をより一層進めるためのスポーツ、文化、ICT に関わる施設の整備や人材の充実、今後の更なるグローバル人材育成のための海外留学支援制度の一層の充実なども必要な状況である。

我が国で学ぶ全ての子どもたちについて、家庭環境や地域環境の違いによる教育格差を生じさせてはならない。現実には生じている格差の縮減は公の責任であり、子どもたちがそれぞれの希望に沿った質の高い教育を選択できるようにするためには、地域の特色を活かした魅力ある学校づくりと、それにつながる新しい時代にふさわしい教育環境の整備が不可欠である。

こうした課題は京都府にとどまらず、全国でも共通するものであり、公立高等学校がより一層幅広く質の高い教育活動を展開する拠点となり、また持続的な地方創生の核として機能していくためにも、国におかれては、以下の対策について、ソフト・ハード両面に対する財政支援を充実させることを強く要望する。

- 1 特色化・魅力化の推進及び安心・安全な環境の構築に欠かせない、学校施設や設備の新設・改良・更新
- 2 地理的条件や地域事情に関わらず全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びの提供と協働的な学びの実現に向けた、ICT 環境の整備促進
- 3 多様な文化や価値観に触れ、広い視野で自ら課題に挑戦できるグローバル人材の育成に向けた留学支援制度の充実

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
文部科学大臣	あ	べ	俊子	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田 宗久

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書

1979（昭和 54）年、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女子差別撤廃条約を採択し、日本は、1985（昭和 60）年、この条約を批准した。2024（令和 6）年現在、189 箇国が批准している。

1999（平成 11）年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を定めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成 12）年 12 月末に発効している。2024（令和 6）年現在、条約批准 189 箇国中、115 箇国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。

政府は、第 5 次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、司法制度や立法政策との関連での問題の有無、また同制度を受け入れる場合の実施体制等について検討が必要である。

については、国におかれては、その課題の整理を進めるとともに、各方面からの意見等も踏まえ、慎重かつ丁寧に締結への環境整備に向け、検討を早期に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	尾 辻 秀 久	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
総務大臣	村 上 誠一郎	殿
法務大臣	牧 原 秀 樹	殿
外務大臣	岩 屋 毅	殿
内閣官房長官	林 芳 正	殿
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）	三 原 じゅん子	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

政府は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023改訂版）にて「地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、2025年度目途50箇所程度、2027年度までに100箇所以上で実現し、全国に展開・実装する」ことを政府目標として掲げている。

現在、人口密度の低い地方では、バスなどの公共交通の維持が大きな課題となっており、路線バスなどは縮小傾向にある。物流分野においても、ドライバー不足が恒常化しつつある。一方で特にEC需要の増加などを背景に宅配需要が右肩上がりとなっており、配送能力に限界が生じはじめている。また高齢化社会が進んでいるなかで、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっており、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。自動運転移動サービスが本格的に普及することにより、これらの交通に関わる様々な課題が解決していくことから、環境整備、技術開発、社会受容性向上の総合的な取組をもとに、事業化につなげていくことが重要となってくる。

については、国におかれては、十分な予算措置や自動運転車両の利活用の仕組みの構築などにより、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を推進することで、全ての地方公共団体において高齢運転者の免許返納の取組が進むよう、以下の事項について特段の取組を求める。

- 1 自動運転技術の開発が様々なメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発を促進するとともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みを検討するなど、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。
- 2 自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に対応する国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
経済産業大臣	武	藤	容治	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄夫	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

北陸新幹線のルート検証を柔軟かつ積極的に行うことを求める
意見書

東京・大阪を結ぶ北陸新幹線は、本年3月16日、金沢・敦賀間で延伸開業され、全線開業へは残る敦賀・新大阪間の開通を残すのみとなっている。

与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームは延伸ルートを、福井県小浜市を南下して京都駅を經由し新大阪駅まで結ぶ「小浜・京都ルート」に決定したが、巨額の事業費や難工事、地下水脈への影響等について京都府民の間に強い懸念の声がある。本年中に、環境影響評価の結果や具体的なルートが示される見込みとなっているが、そもそもの収支採算性や投資効果など、現在のルートが適切かについても疑問が呈されている。

また国土交通省は去る8月7日、物価上昇を最大限考慮した場合に小浜・京都ルートの建設費が従来の2.1兆円から最大5.3兆円にまで増え、全線開通までの工期は従来の15年から最長で28年に延びるとした試算をまとめ、与党に提示した。整備新幹線の着工5条件には「投資効果」として、費用便益比（B/C）が1以上であることが定められているが、事業費が当初予定の2倍以上に膨らめば、費用便益比（B/C）は1を大きく割り込むことになる。

日本海国土軸を担う北陸新幹線の重要性は認識するものの、様々な懸念を受け京都府の環境・財政へも多大な影響をもたらすであろう本事業については、着工5条件を踏まえたルート選定が非常に重要であり、今一度最適なルート決定に向けた議論が必要である。

ついては、国におかれては、現在そして未来の日本国民のため、次の事項について取り組まれるよう強く求める。

- 1 国として、国土交通省が令和6年8月7日に示した北陸新幹線延伸事業費の新試算を基にした北陸新幹線延伸の全てのルート検証を、柔軟かつ積極的に行うこと。
- 2 北陸新幹線延伸に係る事業費に関して、各ルートに関わる自治体の建設費負担額を早急に明らかなること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
国土交通大臣	齊	藤	鉄夫	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

裏金問題の真相究明と企業・団体献金禁止、統一協会と政治家の癒着根絶を求める意見書

自民党における派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金事件と、反共・カルト集団である統一協会と政治家の癒着により、「国民の政治不信を招いた」として、岸田首相が政権を投げ出した下で、自民党総裁選挙が行われた。

総裁選の最中やその後も、裏金問題では堀井学前衆議院議員が略式起訴され、裁判の証言によって新たに麻生派による裏金づくりの疑惑が明らかになり、安倍派会計責任者には有罪判決が言い渡されている。また統一協会については、2013年参議院選挙を前に安倍晋三首相（当時）が統一協会会長らと面談していたことが発覚している。

ところが、自民党の石破茂新総裁は、裏金問題の再調査を拒否し、原資となった企業・団体献金の禁止にも背を向け続けている。また統一協会との癒着の再調査にも消極姿勢であり、石破氏自身が統一協会などと接点のあった議員の支援を受け、自身も過去に関連団体の定例会での講演や、協会系日刊紙の元社長からの献金を受けたことが明らかになっている。

これでは、国民の政治不信を拭うどころか、裏金問題と統一協会問題の「幕引き」と温存を図るものであり、決して許されるものではない。

ついては、国におかれては、裏金問題では「誰が、いつ始めて、何に使ってきたのか」などの真相を徹底究明し、金権腐敗の元凶となっている企業・団体献金の全面禁止を行うこと、また、統一協会と政治家の組織的癒着を解明し、関係を根絶するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	石 破 茂 殿
総務大臣	村 上 誠一郎 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

健康保険証廃止の見直しを求める意見書

政府は、本年 12 月 2 日をもって健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」に切り替えることを決定している。

しかしながら、「これまでの保険証がなくなれば、受診できるのか」、「高齢者や障害者は、カードを作ること自体が難しい」等、拙速な導入に対し国民的な不安が噴出するとともに、健康保険証を廃止することで、事実上、任意であるはずのマイナ保険証を強制することとなり、「国民の受療権を保障すべき」などの批判が広がってきた。同時に、デジタル化と称してマイナンバーカードで情報を一元管理することに対する不安や批判も、引き続き大きいままとなっている。

さらに、医療現場には「マイナ保険証の利用率が著しく低い医療機関に、個別アプローチをする」と療養担当規則違反まで持ち出し、強引に進めようとする動きに対し、現場から大きな疑問や怒りの声が上がっている。

こうした中、厚生労働省は、職権で「資格確認書を全員に交付する」とした通知を都道府県に発出し、さらに「現在の保険証がマイナ保険証と資格確認書の 2 種になるととらえてもらえればいい」と発言するなど、世論と運動により健康保険証を廃止する前提が次々に崩れている。

ついては、国におかれては、患者の受診機会を阻害し、医療現場に混乱を持ち込んでいる健康保険証の 12 月 2 日廃止を見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	石 破 茂 殿
総務大臣	村 上 誠一郎 殿
財務大臣	加 藤 勝 信 殿
厚生労働大臣	福 岡 資 磨 殿
経済産業大臣	武 藤 容 治 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿
デジタル大臣	平 将 明 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

高等教育における学費無償化の推進を求める意見書

日本の高等教育に対する公費負担割合は、世界と比べても極めて不十分なため異常な高学費となり、学生やその保護者を苦しめている。また、奨学金は貸与が中心で、しかも半数は有利子である。若者が背負う奨学金の貸与総額は約 10 兆円にも上り、奨学金返済が生活や将来の重荷となっている。

さらに近年の物価高騰が追い打ちとなり、「将来の返済を考え、受け取った奨学金はなるべく使わないようにし、バイトを 3 つ掛け持ちしている」、「冬には暖房をつけず着込んで過ごす」など、悲痛な声が上がっている。

2012 年に日本政府は、高等教育の漸進的無償化を国際公約したにも関わらず、この 10 年間で私立大学の平均授業料は約 10 万円も引き上げられた。また、東京大学は多くの学生が反対の声を上げる中で、授業料の値上げを決定した。こうした高等教育の学費値上げの根底には、私立大学への経常費補助の少なさと、国公立大学への運営費交付金の削減がある。私学助成は法成立時に「経常費の二分の一補助の速やかな達成を目指す」とされたにも関わらず、経常経費に対し 8.6%（2022 年度）に抑えられている。また、国公立大学への運営費交付金は 2004 年の独立法人化後に 1631 億円も削減された。学費値上げを押し付けてきた政治の責任は重大である。

また、国の高等教育修学支援新制度は、世帯年収等や機関要件により対象が限定され、さらに成績要件で在学中に制度から外される学生が生まれるなど、「無償化」からはほど遠い内容である。

ついては、国におかれては、憲法に明記された一人ひとりの学ぶ権利を保障するためにも、国際社会への公約でもある学費無償化に向け以下の施策を実施するよう強く求める。

- 1 大学・短期大学・専門学校などの授業料を直ちに半額にするとともに、入学金を無くすために、国が運営費交付金や私学助成金を増額すること。
- 2 高等教育の修学支援新制度は、対象を抜本的に拡充するとともに成績要件、機関要件の撤廃を行うこと。また、より本格的な給付型奨学金制度を作ること。
- 3 貸与型奨学金の返済を半額免除すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	石 破 茂 殿
総務大臣	村 上 誠一郎 殿
文部科学大臣	あ べ 俊 子 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

北陸新幹線延伸計画について、国が京都駅位置を「東西案」、「南北案」、「桂川案」の3案とし、事業費は最大5兆3千億円と当初の2.5倍に膨らみ、工期も30年以上かかることを示した。事業費の増加により、費用対効果は1を下回り着工条件を満たさないことは明らかである。しかも、敦賀～新大阪間のほとんどがトンネルになることから、地下水枯渇や軟弱地盤の問題、重金属含有の対策土が3割にもなる問題など重大な環境破壊をもたらす計画である。また、これまで項目にすらなかった巨椋池干拓田での広大な車両基地の建設や、明かり区間などでの立退き、振動・騒音などの問題への不安の声が広がっている。

駅部区間を有する自治体の莫大な負担についても明らかにされておらず、地元説明会の開催予定すら明らかでない。

北陸新幹線延伸はルートをどこにしたとしても、無駄で環境破壊であるとともに、在来線など地域交通の後退をもたらすものであり、延伸計画中止の決断と、既に敦賀までの延伸によって不便になっているサンダーバードの直通運転の再開などの対策こそ必要である。

ついでには、国におかれては、北陸新幹線延伸計画は中止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	石 破 茂 殿
総務大臣	村 上 誠一郎 殿
財務大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	武 藤 容 治 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

賃上げに向けた中小企業支援を求める意見書

本年 8 月 29 日に、全都道府県で最低賃金審議会の答申が出そろったが、全国では 27 県で中央の目安に上積みしており、とりわけ、徳島県では 34 円上積みし、84 円増と最大の引上げとなった。後藤田知事は徳島地方最低賃金審議会で、「安い賃金では、若者が県外に出てしまい、人材が確保できない」と異例の意見陳述を行い、県議会 6 月定例会では、「賃上げする中小企業に対し支援策を打ち出す」と言及した。岩手県では「賃上げ加速化のために、中小企業等への支援費」として最大一事業所当たり 100 万円の支援を行っている。こうした地方自治体での賃上げに向けた努力を後押しする国の支援策が求められている。

京都府の最低賃金審議会答申では、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」、「業務改善助成金について、設備投資や人材育成投資枠を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を要望する」などが盛り込まれている。

については、国におかれては、中小企業の賃上げを支援するために、以下の施策を実施するべきである。

- 1 中小企業・小規模事業者の賃上げの原資を確保するためにも、直ちに消費税減税とインボイス制度廃止を行うこと。
- 2 設備投資や人材育成投資枠などの要件を伴う助成金でなく、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
厚生労働大臣	福	岡	資麿	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

米の安定供給を確保するための農家支援を求める意見書

今夏、店頭から主食の米がなくなる事態が生じ、ようやく店頭に出始めた新米においても供給は不安定で、価格も 1.5 倍から 2 倍となり、家計はじめ学校や医療・介護事業所等の給食、飲食業の経営など影響は多方面に及んでいる。今後もそうした傾向が深刻になることは明らかである。

米の生産現場では肥料や農機具などの高騰もあり、再生産できない現状が農家の意欲を削ぎ、高齢化と相まって米の生産基盤そのものが揺らいでいる。

政府は年間 77 万トンものミニマムアクセス米の輸入を続ける一方で、「需要に応じた生産」の名の下に、米の消費量が毎年減ることを前提にした生産量の削減を現場に押し付け、需給と価格を市場任せにしてきた。その結果、気象条件による生産の増減、社会・経済情勢による需要の多少の変化でも米の流通が混乱し、米不足が生じる事態を招くことになった。その上、新たな米の先物取引を進める市場化は、米価格の更なる変動につながることになり、市場に委ねることの危険性を改めて示すものである。主食である米作をはじめ、農業政策の抜本的転換が必要である。

については、国におかれては、農家が安心して米の生産を続けられる条件を国の責任で整えるための次の施策を実施すべきである。

- 1 将来にわたり食料の安定確保を保障するため、米の価格保障や所得補償を行うこと。
- 2 米の需給と価格安定に責任を持ち、必要な生産量と備蓄を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
農林水産大臣	小	里	泰弘	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

大阪・関西万博への子どもの動員中止を求める決議

学校現場では、安全性を確認できない大阪・関西万博への児童・生徒の動員について不安が広がっている。京都府は2024年度当初予算で、府内全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒約25万人を対象に1人1回参加できるチケット代として3億3,400万円を計上したが、現在、京都府内の複数の市町村では、自治体独自の予算を上乗せするなどして、半ば強制的ともいべき事業計画が進められるなど、学校行事として児童・生徒を大阪・関西万博に動員する動きが進んでいる。

西脇知事及び府教育委員会は、「参加するか否かは強制すべきことではない。最終的には学校の判断」としているが、実際には、学校現場で「市長の公約だから行ってもらう」、「市内の学校でうちだけがいかないのはまずい」などの発言が行われるなど、プレッシャーを与えている。万博参加にのみ、特別に予算を付けることがこうした事態を生んでおり、学校の自主的判断とは到底言えない状況である。

本来、学校の校外学習は、教育的意義を踏まえ安全に行われるのが大前提である。そのためには交通手段や時間設定、食事やトイレの場所、見学のルート、災害発生時の避難ルートや病院との連携など、様々なことを確認し計画する必要があるにも関わらず、いまだに下見もできない現状である。

本年3月28日に万博会場である夢洲でメタンガスによる大規模な爆発事故が発生し、その後も高濃度の可燃性ガスが放出し続け、39億円もの新たな対策を取らざるを得ない現状にある。加えて、団体休憩所も不足しており、熱中症のリスクも心配される。大人数の子どもを一度に参加させるというやり方そのものが破綻している。また、夢洲は軟弱地盤で災害に弱い上に、アクセスルートは夢舞大橋と夢咲トンネルの2つしかなく、万博開催時は大変な混雑が予想され、災害時は避難が困難であると指摘されてきた。作成された防災実施計画も大規模災害時に大型船をあてにするなど実効性の乏しいものになっている。学校行事としての万博への子どもの動員は、安全性の保証がなく、中止以外にない。

よって、京都府及び京都府教育委員会におかれては、大阪・関西万博へ子どもを動員する事業を直ちに凍結・中止するよう強く求める。

以上、決議する。

令和6年10月 日

京 都 府 議 会